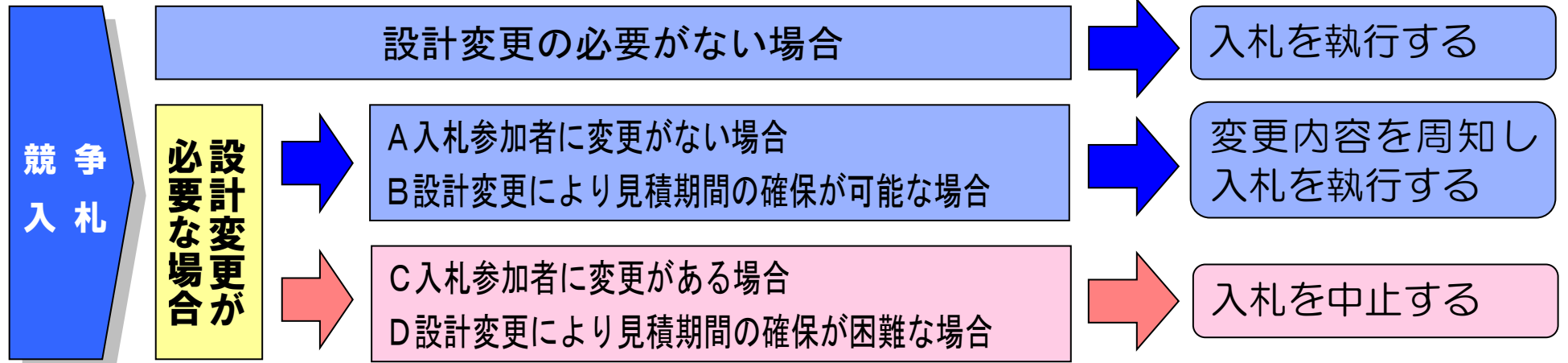


令和2年度～

# 京丹後市工事入札執行ルール

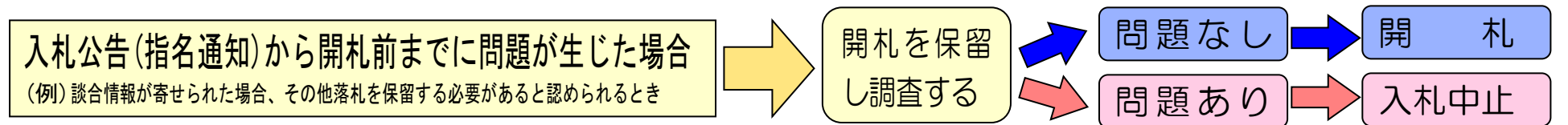
※ 京丹後市への入札参加者は、このルールを了解の上、入札に参加するものとする。  
適用日：このルールは令和2年4月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事から適用するものとする。



※ A及びBの場合で、参加要件の変更が生じた場合は、参加要件（完成工事高の変更を含む）の変更を周知し、入札を執行する。

※ AかつDの場合は、入札を中止する。

- ・質疑は、質疑期間中のみ受け付けるものとし、落札決定後においては、異議申し立ては受け付けない。
- ・契約締結までに違算が判明し、落札者に変更が生じる場合は、落札決定の取消しを行い、入札のやり直しを行う。ただし、落札者に変更が生じない場合は、入札を有効とし、契約手続きを続行する。
- ・契約締結後に違算が判明しても、契約は解除しない。



※開札後、契約締結までに談合情報等が寄せられ、問題が生じた場合についても上記を準用する。

※情報公開の時期は「契約締結後」とする。